

地下水汚染未然防止に係る構造等基準（ABC基準）の簡易判定シート

【用語の定義】

用語	定義
防液堤等	防液堤、側溝、ためます、ステンレス鋼の受皿、その他同等以上の機能を有する装置
配管等	施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る）
排水溝等	施設に接続する排水溝、排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る）
地下貯蔵施設	有害物質貯蔵指定施設のうち、地下に設置されているもの
漏えい等	有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透

※「環境省マニュアル」：地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）

【構造基準の判定及び定期点検項目について】

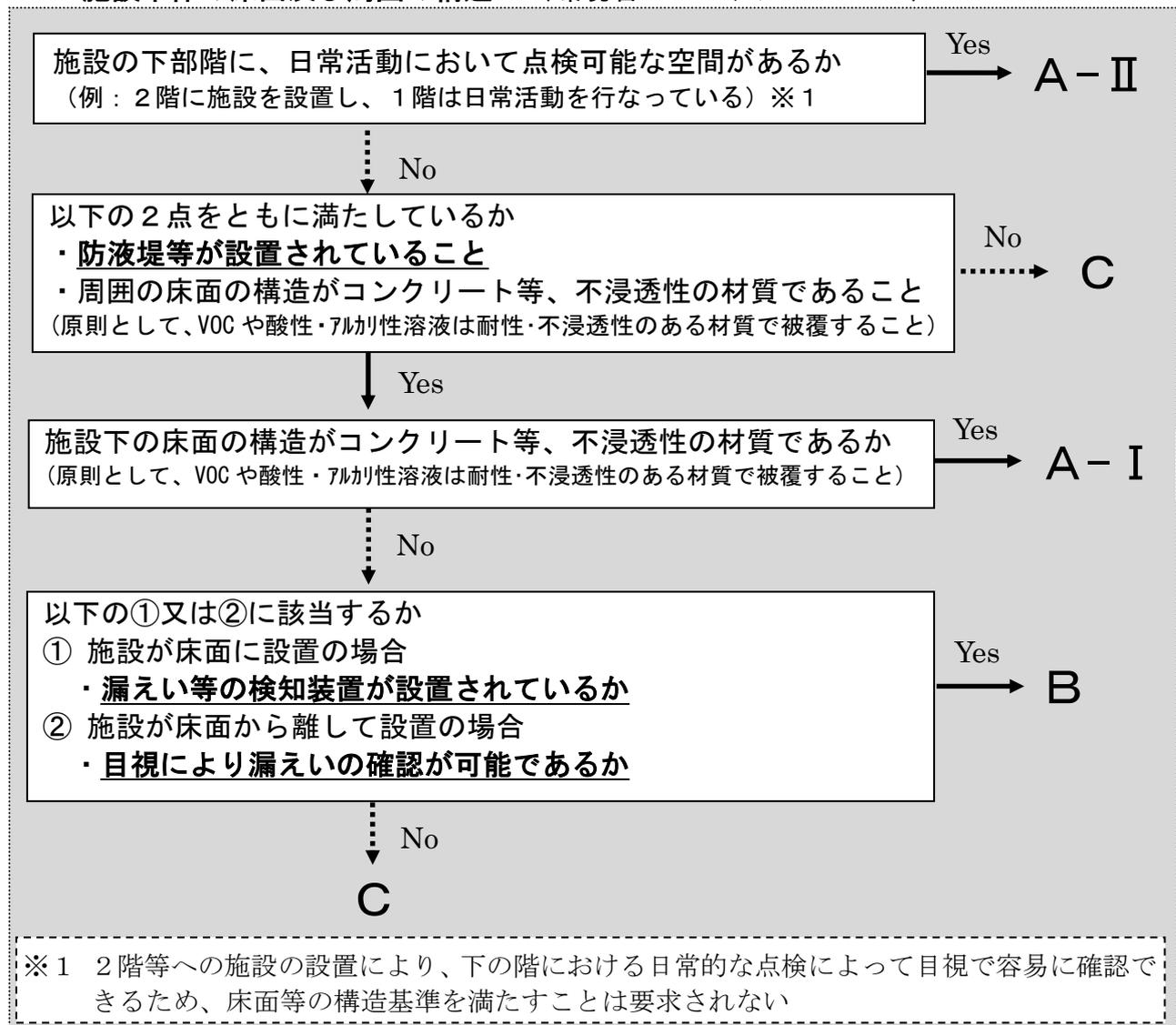
- ① フローチャートにそって構造基準（ABC）を判定する。
- ② 判定された基準の定期点検事項等（別紙）を実施する。
（（例）「A-I」はA基準であり、定期点検事項等については「別紙」の該当構造部分の「A-I」を見る）

※フローチャートにあげた構造と同等以上の効果を有する措置を講じて構造基準適合とした場合は、その構造に応じた定期点検事項を実施すること。

地下水汚染未然防止に係る構造等基準（ABC基準）

【判定フローチャート】

1 施設本体の床面及び周囲の構造（環境省マニュアルP.45～59）



2 配管等 (環境省マニュアル P. 60~71, P. 83~92)

<地上配管の場合>

配管の材質・構造が以下のすべてを充たしているか ※2
 ・漏えい防止の強度を有していること (強度)
 ・容易に劣化するおそれがないこと (耐薬品性)
 (必要に応じ、外面に腐食防止の措置を講じること (耐腐食性))

Yes → A-I

No

床面から離して設置され、目視により容易に漏えいの有無の確認が可能であるか

Yes → A-I

No

目視により、漏えいの有無の確認が可能であるか

Yes → B-I

No

C-I

<地下配管の場合>

トレンチの中に設置しているか

No

Yes

トレンチ底面及び側面の構造がコンクリート等、不浸透性の材質であるか (原則として、VOC や酸性・アルカリ性溶液は耐性・不浸透性のある材質で被覆すること)

Yes → A-II

No

B-II

配管の材質・構造が以下のすべてを充たしているか ※3
 ・漏えい防止の強度を有していること (強度)
 ・容易に劣化するおそれがないこと (耐薬品性)
 (腐食のおそれがある場合、外面に腐食防止の措置を講じること)

Yes → A-III

No

漏えい等を検知する装置又は流量変動を計測するための装置が設置されているか

Yes → B-III

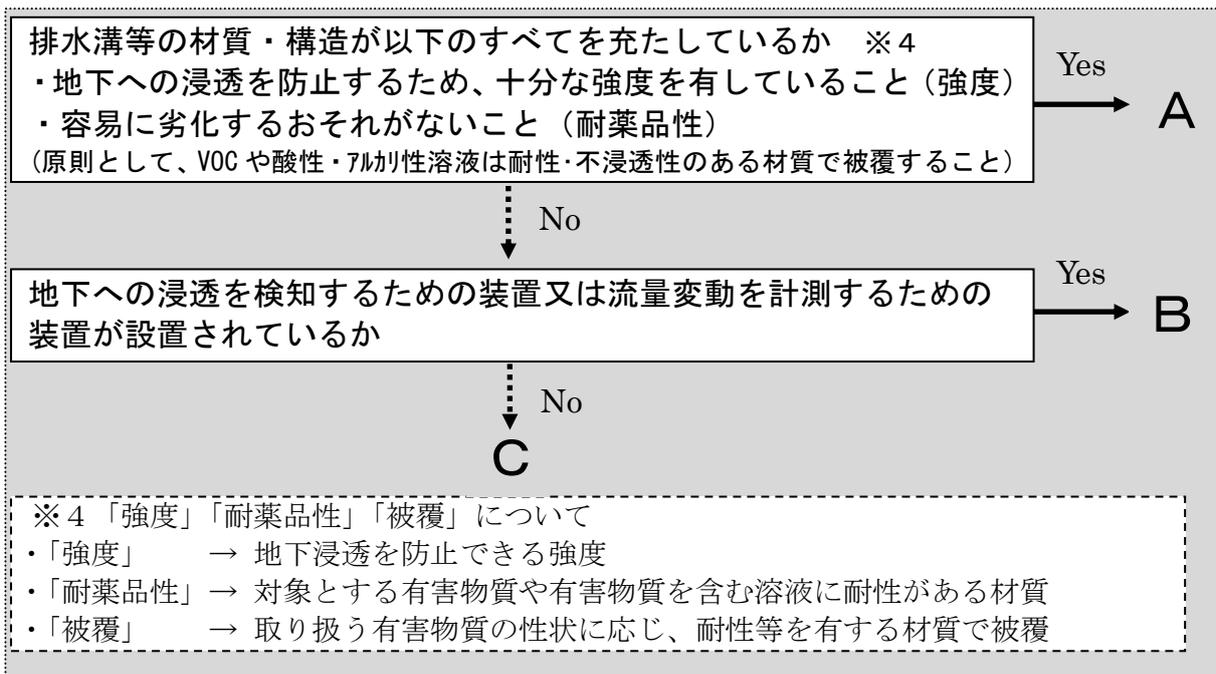
No

C-II

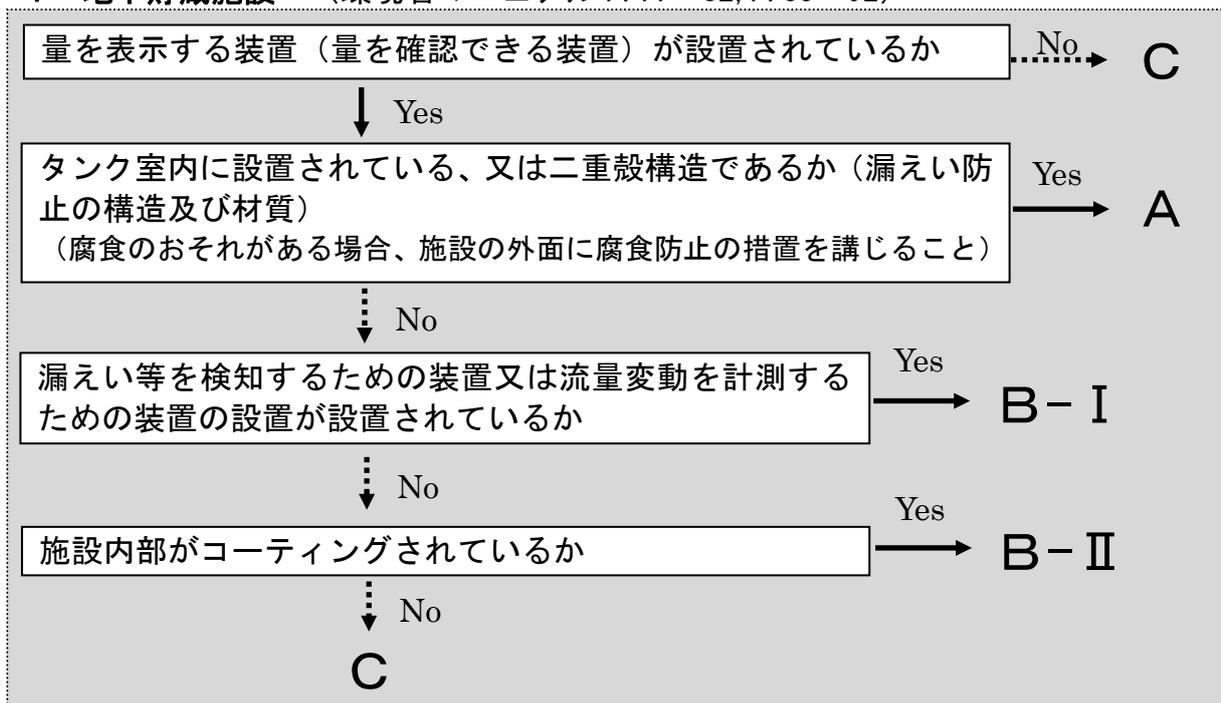
※2、3 「強度」「耐薬品性」「耐腐食性」について

- ・「強度」 → 使用時に想定される圧力 (内圧・外圧) に耐えうる材質・構造
- ・「耐薬品性」 → 対象とする有害物質や有害物質を含む溶液に耐性がある材質
- ・「耐腐食性」 → 地上配管の外面は腐食防止のための塗装。地下配管においては塗覆装又はコーティング行う他、電気防食等も考慮する。

3 排水溝等 (環境省マニュアル P. 72～76-2, P. 83～92)



4 地下貯蔵施設 (環境省マニュアル P. 77～82, P. 83～92)



5 使用の方法 (環境省マニュアル P. 93～95)

